

令和2年度 第2回 葉山町障害福祉計画策定委員会 議事録

日 時 令和2年9月1日（火）14時00分～16時00分

場 所 葉山町教育委員会会議室1，2（保育園・教育総合センター2階）

出席委員 在原理恵、雨宮由美、平野和子、杉野三千代、菊池一美、萩原崇至、
新井宏二、柿本啓子、鹿嶋清、加藤智史、山崎永子、小澤公雄、今井昭子

欠席委員 檜原絢子、古塩節子、（萩原幹子）

出席職員 高階歩、鹿島正、石井幹男、吉田幸司、柏木淳子、秋山奈緒、板倉裕介、今山健二

会議要旨

あいさつ・自己紹介

議 題 1 葉山町障害者福祉計画について

- （1）葉山町障害者福祉に関するアンケート調査について
- （2）葉山町自立支援協議会での意見について
- （3）障害者計画の基本理念・計画の体系等について
- （4）国の基本指針について

2 その他

資 料 資料4-1 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 結果概要<①障害のある方>

資料4-2 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 結果概要<②一般町民>

資料4-3 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 結果概要<③事業所>

資料5-1 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 ①障害のある方 自由記述

資料5-2 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 ②一般町民 自由記述

資料5-3 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 ③事業所 自由記述

資料6-1 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 単純集計結果表 <①障害のある方>

資料6-2 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 単純集計結果表 <②一般町民>

資料6-3 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査 単純集計結果表 <③事業所>

資料7 葉山町障害者福祉計画進捗評価について

資料8 葉山町障害者計画の基本理念について

資料9-1 次期障害者計画（令和3年度～令和8年度）の基本目標について

資料9-2 葉山町障害者福祉計画（現計画：～令和2年度）の全体構成

資料10 第6期障害者福祉計画及び第2期障害児計画に係る基本指針の見直しについて

資料11 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

資料12 葉山町障害者福祉計画策定委員会傍聴要領

資料13 第1回葉山町障害者福祉計画策定委員会 議事録（案）

※資料番号は、第1回の策定委員会からの通し番号になっています。

あいさつ・自己紹介

鹿島課長： それでは定刻になりまして、また皆様お揃いでございますので、只今から令和2年度第2回葉山町障害者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。本日はご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。会議におきましては皆様の闊達なご意見をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。進行のほうは事務局のほうで進めさせていただきますので、事務局、よろしくお願いいたします。

吉田課長補佐： はい。事務局の吉田です。どうぞよろしくお願い致します。本日の出席委員は13名です。委員の過半数の出席があり、葉山町障害者福祉計画策定委員会規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。本委員会でございますが、議事録をまとめるにあたり、会議については録音をさせていただきたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

（委員 了承）

それでは資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にピンク色の送付状と共に送付させていただきました。事前配布資料一覧にありますとおり、先日行いました障害者福祉に関するアンケート調査の結果概要が資料4-1、4-2、4-3、A4版のもので①障害のある方、②一般町民の方、③事業所向けの概要となっております。資料の5-1、5-2、5-3がアンケート調査の自由記述が綴ってあるものでございます。資料6-1、6-2、6-3、これはそれぞれのアンケートを単純集計した結果表になっています。次に資料7でございますが、「葉山町障害者福祉計画推進評価」というもの、続いて資料8でございますが、「葉山町障害者計画の基本理念について」、次が資料9-1ですが、「次期障害者計画（令和3年度から令和8年度）の基本目標について」、資料9-2が「葉山町障害者福祉計画（現計画：～令和2年度）の全体構成」となっているものがございます。次に資料10でございますが「第6期障害者福祉計画及び第2期障害児計画に係る基本計画の基本指針の見直しについて」、資料11「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」49ページあります資料でございます。資料12が「本委員会の傍聴要領」になってございます。資料13が「第1回の策定委員会の議事録案」です。資料番号につきましては、第1回目から、今後も通し番号とさせていただきたいと思っております、1から3につきましては1回目の委員会のときにお配りしたものでございます。

それと別になりますが、水色のご意見追加シートというものを1枚最後に入れさせていただいております。不足している資料等は大丈夫でしょうか。

第1回委員会は5月26日付で書面会議にて開催いたしました。委員長には在原委員、副委員長には雨宮委員、全会一致でご承認をいただいております。それでは以後の進行は委員会規則第5条第1項の規定により、会議は委員長が議長となると規定されておりますので、在原委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。委員長を賜りました在原と申します、どうぞよろしくお願いいたします。横須賀にあります、神奈川県立保健福祉大学で教員をしております、障害者福祉計画に携わらせていただくのは3回目です。前回に引き続きお世話になる皆様も多

くいらっしゃいますけれども、ただ計画と計画の間の時期についてはあまり葉山町のことを深く知っているわけではありませんので、当事者として関わりの深い皆様のご意見や様々なことをお伺いしながら、計画に反映させていただけるように、進行役を務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それで今回はこのような状況のため、1時間半程度を目処に会議を進めていきたいと思っております。事務局のほうでも、皆様のご意見をちゃんと出していただかなければということで、会議終了後でも、言い忘れてしまったことや、言い足りなかったことをご意見追加シートに記載し送っていただく工夫をしていただいております。

それでは福祉計画策定に入っていきますが、この会議の公開非公開について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

吉田課長補佐： 葉山町では審議会等の会議は原則として公開しております。非公開とできるのは会議を公表することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合のみとしております。本委員会につきましても、資料12にあります傍聴要領を定めてございます。本会議の開催に先立ちまして、町のホームページで傍聴の希望者を募ったところ1名希望の申し出がございましたことをご報告申し上げます。以上です。

在原委員長： ありがとうございます。この委員会は公開ということでやってまいりますのでご了解をお願いいたします。

～傍聴人入室～

在原委員長： 傍聴される方におかれましては、お配りしてある注意事項の内容をよくご確認ください、ご対応をお願いいたします。

それでは初めてまいります。第1回は書面会議のため、皆様お集まりいただくのは初めてですので簡単に自己紹介をお願いできればと思います。副委員長の雨宮さんよろしいですか。

雨宮副委員長： 副委員長ということですが、足を引っ張らないようにさせていただきたいと思っております。葉山町こころの相談室ポートの管理者施設長の雨宮と申します。よろしくお願いいたします。

平野委員： 葉山町身体障害者福祉協会の平野です、よろしくお願いいたします。

杉野委員： 葉山町手を繋ぐ育成会の杉野です、よろしくお願いいたします。

加藤委員： 名簿の11番です。葉山町社会福祉協議会の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

山崎委員： 名簿12番になります。神奈川県立県南養護学校、支援グループで総括教諭をしております、山崎です。よろしくお願いいたします。

小澤委員： 名簿13番になります、横須賀障害者就労生活支援センターの小澤です、よろしくお願いいたします。

今井委員： 葉山町立葉山小学校通級指導教室言葉の教室の今井と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

柿本委員： 葉山児童デイ結の柿本と申します、よろしくお願いいたします。

新井委員： 社会福祉法人湘南の風グループホームジャストサイズ堀内の管理者の新井と申します。

遅くなって申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

萩原委員： 同じく社会福祉法人湘南の風葉山はばたきの管理者をしております、萩原です、よろしくお願いいたします。

菊池委員： 名簿の6番になります、社会福祉法人湘南の風、支援センター風、相談事業所になります、施設長菊池と申します、よろしくお願いいたします。

鹿嶋委員： 最後です、10番の葉山町民生児童委員の鹿嶋です。よろしくお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。それでは事務局のほうもご挨拶をお願いいたします。

高階部長： 福祉部長をしております、高階と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

鹿島課長： 福祉課長をしております、鹿島と申します、よろしくお願いいたします。

石井課長： 子ども育成課の石井と申します、よろしくお願いいたします。

吉田課長補佐： 福祉課の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

柏木係長： 福祉課の柏木です、よろしくお願いいたします。

秋山副主幹： 福祉課の秋山と申します、よろしくお願いいたします。

今山主査： 育成課の今山と申します、よろしくお願いいたします。

板倉主査： 福祉課の板倉と申します、よろしくお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。続きまして本計画策定のコンサルテーションをお願いしております皆様もご同席をいただいております。自己紹介をお願いしてよろしいでしょうか。

コンサル： 株式会社コクドリサーチの崎川と申します。よろしくお願いいたします。

コンサル： 同じく株式会社コクドリサーチの深澤と申します。よろしくお願いいたします。

コンサル： 同じく株式会社コクドリサーチの小船井と申します。よろしくお願いいたします。

1 葉山町障害者福祉計画について

(1) 葉山町障害者福祉に関するアンケート調査について・・・資料4-1～資料6-3

在原委員長： どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは議事にまいります。次第に基づきまして、まず1番目です。(1)から(4)までありますが、(1)からまいりたいと思います。葉山町障害者福祉に関するアンケート調査について、多くの資料が皆様のところに届けられたとは思いますが、こちらのご説明をお願いできればと思います。

柏木係長： アンケート調査について、資料4-1から6-3の説明をさせていただきます。今年度のスケジュールですが、5月26日に書面会議をさせていただきまして、その中でアンケートの内容について皆様にお諮りいただいたところです。ご意見をいただきまして、発送の準備をしている間に、国からアンケート調査のサンプルがメールで送られてきたため、要望を取り入れたアンケート調査を7月3日に発送し、7月17日を締切としておりましたが、締切を10日過ぎていてもご提出いただいたアンケート調査は受理させていただきました。前回一般の方の回収率が3割ほどでしたので、ご提出いただいた300人の一般町民の方には7月10日にお礼と、ご提出いただけなかった方にはお願いしますという、お礼状と督促を兼ねた内容で文書をお送りさせていただいております。

先に今後の予定をお話させていただきます、第3回の策定委員会を10月5日に予定し

ております。その後、第4回が10月の下旬を予定しており、第5回が11月の下旬、パブリックコメントとして、一般町民からお諮りをいただく関係で12月15日辺りから1ヶ月間取る予定とし、来年2月にこの計画が策定できるようにと考えております。

アンケートの話に戻りまして、本日は暫定版を皆様にお渡ししておりますので、正式なアンケートの報告書は次回の策定委員会でお渡ししたいと思っております。

アンケートの数ですが、養育手帳をお持ちの方が171人、身体手帳の方が892人、精神手帳が207人、自立支援医療証をお持ちの方が403人、これが6月の状況でした。この状況でアンケートの発送準備にかかりまして、手帳と自立支援医療証重複の方、手帳と手帳の重複の方が多くいらっしゃるのので、実際にアンケート調査を送ったのは1,433人になります。現状の回収率ですが、障害のある方は資料4-1にあります、全体数684を1,433人で割ると47.7%になります。一般町民300人は150人ご回答いただいたので50.0%、事業所の方は100か所送付し46か所返答があったので46.0%になります。

内容についてです。まず4-1の2ページ「あなたを介助してくれる方は主に誰ですか」の設問は、知的障害者をご両親祖父母と答えている数が圧倒的に多い状況です。地域生活拠点の方にも親亡きあとを備える必要があると出ていますが、アンケート結果を見て実際に言えるような結果が出ております。

続いて3ページ「あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢はいくつですか」では、親御さんが見てくれていると答えた精神障害者が35.7%でした。これは75歳以上の高齢者が精神障害者を介助しているという結果が出ております。

次に6ページ「将来、現在暮らしている地域で生活したいと思いませんか」では、27.4%の知的障害者がグループホームなどを利用したいと、ほかの障害よりも群を抜いております。知的の方は、おそらくご家族が代わりにご回答をしていると思われるので、ご家族の気持ちがあることに合わせて同時に、自己の意思決定プロセスを進めていく必要があるとわかります。

次の9ページ、通常こういったアンケートで、わからないとか、特にないという回答は、それについて考えたことがないのではないかとこのことで非常に危険があると我々は考えています。問24の回答で、特に困っていることがない、普段の生活で不安に思ったり困ったりすることが特にないが38.7%といった結果です。自由記述にある細かい意見はしっかりと見ていかないといけないことがわかる数字だと思います。

次の10ページ「精神障害者は働けない、十分な収入が得られない」と回答をしている方が多く、精神障害者は就労支援のニーズが高いと出ております。

次に20ページ「生活相談支援についてどのように感じていますか」、21ページ「福祉サービスの利用でなにか困っていることはありますか」について、両方とも制度の仕組みがわからないというのが非常に多くなっております。現在、自立支援協議会で、見える化チームがわかりやすい情報提供をできるように取り組んでおりますが、アンケートの結果から皆様にまだ周知が十分されていないことが実証されたと思っております。

次に23ページ、「差別とか嫌な思いをしましたか」では、精神の自立支援を使っている方が、学校や仕事場、職を探す時に嫌な思いをしたとご回答があります。身体の方は外

出先で、精神手帳をお持ちの方が住んでいる地域で差別や嫌な思いをしたとの回答が出ております。この結果、葉山が住みやすい地域かを検討しなければならないと思います。

続いて 25 ページ、「悩みや困ったことがあった時どなたに相談をしますか」では、先ほどと同様に、親御さんがおそらく回答をしてらっしゃるので、親御さんが福祉サービスにつながっていれば指導員さんに相談ができることになるかと思います。一方、精神手帳の方や自立支援医療証の方は、かかりつけの医者、看護師に相談をしていますという回答ですので、今回の計画で相談体制の連携をとるような話が後で出てくるのですが、連携を組む時に、障害を全部一緒に考えるのではなく、障害の特性に応じて、連携の仕方や主になって連携を組む機関を考えていく必要があると思います。

続けて 29 ページ、権利擁護についてですが、成年後見制度についてご存知ですかという設問に名前も内容も知っているが 32.9%、後ほどご説明する際に出てきます、一般町民の無作為抽出で答えてくださった方が 39.3%、障害を持っている方は 3 割と少し低い結果でした。その原因ですが、一般町民に比べて少し情報が取りにくい生活環境にいたことが考えられます。先ほどの見える化チームのこれからの課題にもつながっていくことですが、どんな情報だったら取りやすいかを考えていく必要があると思います。特に知的の方が 28.8%ともう少し周知されていると思っていただけ予想外でした。

防災に関して 35 ページ、「火事や地震等の災害時に困ることはなんですか」では、停電は皆様不安に思っていることがわかりました。最近では毎年災害があるので、しっかりと見ていかないといけないと思っております。

次に資料 4-2、一般町民のアンケート調査の結果についてです。ここは特徴的な部分だけお話をさせていただきます。子どもの頃から一緒に障害の方と触れ合ったほうが良いのではないかとという様々なご意見が多く見えました。1 つ抜粋しますと、資料 5-1 の 6 ページ「町中に障害者、特に重度障害者を見かけない、もっと当たり前に関わっている人、遊んでいる人、買い物をしている人、食事している人の中にいても良いと思う。そうならない、物理的、心理的背景があるはず。無理解からくる差別・排除、まず関わること、街中の生活のシーンで当たり前に関わることだと思う。特に子どもの頃から、気がつかないうちに、健康で元気な人だけが楽しめる葉山になってしまうのが怖い。当事者の声を大切に、社会的に弱い立場の人たちを真ん中においた町づくりに期待しています。」という記述がありましたのでご紹介いたしました。

最後に事業者のアンケート調査について。資料 4-3、8 ページ問 17「事業所として災害時に協力できることはありますか」では、在宅サービス利用者への安否確認が 6 割、施設を福祉避難所として活用することへの協力が 4 割半ばぐらいまで増えてきました。ご協力していただけるということで、このあたりは社会資源として考えていけたらと思います。アンケートについて、自由記述の方は皆様のいただいた意見を尊重するために原文のまま記載させていただいております。ですので、中には個人が特定できるような細かく記述されている方もいらっしゃいますので、取り扱い注意をお願いいたします。アンケートについては以上です。

在原委員長： ありがとうございます。今後クロス集計をしたり、より細かく分析をして見えてくる

柏木係長： 問 11「障害がある方への支援に積極的になれない理由はどのようなことですか」という質問がありまして、ここは関心がない、関わりを持ちたくないということで、そこに丸をつけた方の自由記載を書き添えていただくようにしております。いただいたご意見の半分ぐらいは取り入れさせていただいております。

柏木係長： ご相談をしたい方にお名前を記載してもらってはどうかとのご意見もあったのですが、さすがにアンケートの性質上、名前を書いていただくことが難しかったため、相談があったらここに連絡をしてくださいというのを入れさせていただきました。実際に何かあったらここに連絡をしますと自由記述に書いてくださった方もいらっしゃるのご意見を踏まえてよかったと思っています。

杉野委員： 私は知的障害の方の親の立場として結局本人が答えるのではなく、親の希望ですね、今回のアンケート資料を読ませていただいて、親御さんが希望することや困りごとが似ている部分がある。やはりこの先のことが心配だし、年齢によって就学などの悩みをもっているいらっしゃるお母様、保護者の方と、この先の老後、親はどんどん老いていくので、その後のことの心配のためにこんな施設があったら良いんじゃないかというようなね、そこへんの部分も年代によって希望は違うし、ただ見た感じでは、不便に感じている部分はほぼ皆様一緒だし、でもそこはいつも上がっている課題だけど、少しも解決しない課題でもあり、そういった面は今回のアンケートでも少し見えてきていると感じました。

平野委員： 私はただ歩くのが遅いぐらいで、正常の方と大して変わらないからあまりピンとこないですね。障害者と言われても。

平野委員： 近所の方はよく分かっているので、いろいろとなにかあると声をかけてくれますのでね、私自身は現在一人住まいなんですけど、さほど不便に感じませんし、近所にそういう私みたいな身体障害者という方が特別いらっしゃらないんですね。年取って不自由になっている方はいらっしゃいますけど、身体障害者という手帳を持っている方はご近所いないんですよ。一人か二人いるんですけど、でも皆さん心臓手術をしたけれど、テニスまでやっている方ですから、身体障害者といってもピンとこないことが多いですね。

7

平野委員： 違いますね。町内会で、皆さんの話を聞いてまたアドバイスもしていただけますので、私自身はあまり困るというようなことがないんです。

在原委員長： ありがとうございます。今回事業所の皆様にもアンケートをしたということがありましたけれども、事業所のお立場で、副委員長いかがですか。

雨宮副委員長： 気になったと言いますか、今までのアンケート結果と若干ニュアンスが違うかなというの、どことはいえないんですけど、何か傾向が少し積極的になったというか、アンケートの内容の答えが。その中で私は相談室の相談員をしていますけども、14年前には精神の「作業所トントン」というところに仕事に行きまして、その時は障害者の方にも、自由に自分の意見を言えるような場をつくろうと頑張って、ピアスタッフも作るように、いろいろ仕掛けてきたつもりです。最初は葉山町の中でも講演会をしたり、障害者の方の発表を皆様に聞いていただいたりと、少し理解していただけたと思っていたのですが、やはりこのアンケート結果を拝見すると、障害者の方自身がもう少し自分のことを積極的にアピールしても良いんじゃないかというような部分が何か所かあって、もっと町民の皆様にも、精神疾患のことを理解していただきたいと思ったり、14年前は私なりに方向をつけてやってきたつもりなんですけども、少し反省というか、まだまだ足りないんだなって思いました。

在原委員長： 特にどこの設問ということではなくてですか。

雨宮副委員長： そうなんですよ。

在原委員長： 特に印象として何かありますか。

雨宮副委員長： たくさんあってすぐに出てこないんですけども、障害者の方のアンケートで特にそう思ったのは、権利擁護とか虐待のそういうところがわからないという結果が多かったのもう少し自分達に関わることを自分たちが知っていてほしかったなとか、逆にいうと私たちの伝え方が悪かったという反省です。

在原委員長： なるほど。

雨宮副委員長： もう少し関心を示してほしかったなという。

在原委員長： 差別解消法のこととかですか。

雨宮副委員長： そうです。

在原委員長： ありがとうございます。ほかの皆様はいかがでしょう。

加藤委員： 先ほど、障害がある方へのアンケート結果の中で、事務局の方もお話になっていましたけど、特に制度の仕組みがわからないとか、特に困っていることがないとか、そういう数字が非常に高いところで、やはり先ほど情報の見える化と言っていましたけど、今のこの世の中情報っていろいろなところで発信されているんですけど、やはり障害の方々がどのようにしてダイレクトに掴んでいくのがなかなか見えていないと思います。ですから情報を一元化するというのはなかなか難しいかもしれませんが、見える範囲の中で情報を一元的に分かるような仕組み、パッと見て分かるような、そういう物が必要なのかなとは思いました。

それともう一点、権利擁護のところで、成年後見の話なんですけど、やはり障害をお持ちの方、高齢の方も含めて、これから成年後見を利用されていく方がかなり増えてくると

思います。国の方も中核機関を設置するよう言われていますが、財源的な裏付けも必要になってきますので、平塚だと成年後見センターみたいなところもありますからね、この辺の部分というのは今後も非常に大きな問題になってくると、このアンケート結果を見て感じたところです。以上です。

在原委員長： ありがとうございます。はい、どうぞ。

今井委員： アンケート結果をお聞きして感じたことなのでお話をさせていただきたいんですが、資料の4-2の一般町民の方で、問7「これまでどのような交流の機会がありましたか」で、学校で一緒に活動したことがあるとか、問13で「交流を図り、地域を実現するためにはどんなことが大切だと思いますか」では、子どもの頃から交流の機会を確保することが大事だと考えている方が70%いらっしゃるということで、この結果を読ませていただいて、やはり学校教育の果たす役割って大きいと改めて感じたところです。現在、学校は全ての子ども、障害の有無関係なしに、全ての子どもができるだけ同じ場所で、教育を受けるということで、共に学び共に育つということの共生社会を目指して新しい学習指導要領も始まっております。その中では、現在葉山町でも支援級に在籍しているお子さんが、小中合わせて90名近く、あと個々でいろいろなサポートを受けていらっしゃる方、特別指導教室も含めると100名を超えている。そういう中でやはりまず小学校、それから義務教育である中学校も含めて、それぞれの教育的ニーズを大切にしながら、皆で一緒に共に学んで、共に育っていくというところを、学校は大事しこれからもやっていく必要があるなというのをアンケート結果からも読み取らせていただきました。学校のほうも新しい支援教育として、皆で一緒にということでインクルーシブ教育も進めております。今後も更に頑張って、連携も含めながら進めていきたいと感じたところです。以上です。

在原委員長： ありがとうございます。子どもの頃から交流機会の確保が大事だと仰っている方が、7割もいらっしゃることは大きいことですね。ほかにはいかがでしょうか。

菊池委員： 相談支援事業所、支援センター風の菊池です。資料4-1障害のある方の結果概要25ページのところで、「悩みや困ったことをどなたに相談をしますか」という結果において、相談支援員や病院のケースワーカー、介護保険のケアマネージャー、いわゆる相談の窓口にどれだけの方がというところで、アンケートに答えてくださるという意欲をお持ちの方のうち、相談事業所に相談につながった数がこれだけということは、やはり我々の存在意義というのが全然伝わっていない、これは相談支援事業所としては、今一度自分たちの事業をもう一度見直さないと必要とされていないという数字だなと思い、非常に大きな反省をしているところです。また事業者というのはどうしても町民全体の支援ではなくて、いわば利用者、事業所を利用してくださっている方を通して町を見るという形になるので、やはり我々の意見、事業者の意見というのは、一つ偏った意見なんだろうと、自分たちの意見というのは、一つ利用者というフィルターを通してでしか見れないんだろうなというところを改めて考え直さなければいけないと考えました。ですので、我々は障害のある方の意見、もちろんここが基本となって大事になるのですが、一般町民の方の自由記述ですとか、そういうようなところから、学んでいけないといけないと考えています。ただ、一般町民の方のアンケート調査、資料5-2の3ページで「施策向上を目的と

して行動を起こしているのは素晴らしいと思います。しかし、行動を起こすことが目的となり、やるだけで満足をしていませんか」書かれています。私達、税金を使う事業を行っている、実績だとか、上がってきた数字だとか、やったことに満足をしてしまい、やったことの成果になかなか目が向かなくなっているのは確かなことだと思います。事業者も経営状態が結構厳しかったりすると、内向きになっていき、自分の事業所の継続存続ということが主題になっていってしまうようなところに、大きな楔を打っていただいている意見だと思っています。よく福祉は特殊だとほかの業界から言われますけれど、本当にそうだと思うところです。ですので、この一般町民の方の記述というのを読んで、我々は特殊性を理解した上で、特殊だからいけないのではなくて、何を目指して何を成果とするようなところから、考え直さなければいけないのだと思いました。以上です。

在原委員長： はい、ありがとうございます。なかなか率直なご意見を書きくださっていて貴重ですね。また資料をよくご確認いただいて、次回バージョンアップしたものが出てきますので、そこでご意見をいただければと思います。

（２）葉山町自立支援協議会での意見について・・・資料７

在原委員長： 次の（２）に行かせていただきます。葉山町自立支援協議会での意見等についてということになっておりますが、こちらは資料の７ですね。これは８月２０日に葉山町自立支援協議会で議論していただいた、当計画の進捗管理評価をまとめたものが資料７ということで、その時の議論に使った資料が洗い出しシートというものです。こちらのほうは２０日の時に皆様が話し合ってくださいましたものをまとめたものなので、改めて説明はなくていいと思います。これまでやってきたことはどうだったのかということの進捗状況を踏まえて次につなげていかなくてはいけないので、ここは大事なところだと思うのですが、この洗い出しシートで今後の取組はまだほとんど書いていないところが多いかと思います。これは新たな計画を作っていく段階でこれから入ってくるということです。ご意見で出ている問題点とか、課題があるのにこれまでとおり継続でよいのか、そういったところは今後詰めていくことになるかと思います。何かございますか。

柿本委員： これを書いたのは私ですが、前回も自立支援協議会で、誰がどのような基準でこの１、２、３、４をつけているのかと話があがりました。言い回しの問題もあると思うのですが、ある程度の成果はあったけど、問題点・課題点がある。ですが、そう考えるとこれまでどおりじゃなくて、やはり何かを改善してやらなければ、この問題点や課題点は解決できないのではと思ったので書かせていただきました。課題があるのであればその課題に対して改善をし、継続していかなければ問題点・課題点があがっているのに、このままなのかという印象を受けてしまったので、そこはもう少し積極的な書き方をしていただければと思い書かせていただきました。

柏木係長： 今回は計画策定年なので、課題は課題として十分な成果がなかったというものもありますし、様々な問題がまだある中で、計画として持ち越すのではなく、もう一度考え直していき、未完成ですが大事にしていきたいと事務局は思っています。これは事務局として痛い部分ではあるのですが、その部分を、今回作る計画でしっかり直して新しい計画として

いくほうが建設的と考えています。

在原委員長： 繰り返しになりますが、「今後の方向性」で「これまで通りに継続」と書いてありますが、何もしないでこのまま同じ繰り返しをしていくというわけじゃなくということですよ。そちらに関しても、今後、文言で計画の充実をさせていくということで良いのでしょうか。これまでどうやってきたかという洗い出しの評価を踏まえて次の計画の理念や目標づくりにつなげていくということなので、これは逐一参照しながら考えていくことだと思います。これについてもご意見があれば、後ほど出していきたいと思います。

（３）障害者計画の基本理念・計画の体系等について・・・資料８、資料９-１、資料９-２

在原委員長： 本会議にて特にご意見をいただきたい（３）に行かせていただきます。（３）障害者計画の基本理念、計画の体系等について事務局からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

柏木係長： 今の現行計画、ピンク色の冊子の、第２編障害者計画についてこれからご検討いただくわけですが、障害者計画の基本となるのが障害者基本法になります。障害者基本法の第一条目的で、この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにすると共に、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするための計画となります。地方公共団体は、この計画を立てましたら、国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないと、この法律で定めております。その法律にのっとったのが、この障害者計画の基本理念になります。資料８に現計画の基本理念がそのまま書いてあり、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」が基本理念になります。この計画は６年前に立てた基本理念のため、現状のままで良いのではと思いますが、今後６年間、どのようなことを町で実施していくべきかを踏まえて、基本理念を考えていく必要があります。

次に（２）次期計画の基本理念についてのご意見について。近年国は共生社会や地域包括ケアシステムの構築を目指して、法制度の創出や、充実と共に参加と共同による地域づくりを推進する政策の展開を図っています。また、東京オリンピックやパラリンピック競技大会を機に、将来に向けて共生社会を実現していくことをレガシーの一つとして掲げています。葉山町の現計画で掲げる基本理念では、障害者差別の解消、地域共生、地域づくり・社会づくりを含むことなどを、専門的な用語ではなくて、一般的な用語を使用し簡潔に表現しています。この基本理念を今後６年間どうしていくかを皆様にご検討していただきたいと思っております。資料９-２に基本目標１～基本目標７が書いてあり、これを今後６年間どうしていくかのご意見いただきたいと思います。

資料9-1に戻りまして、基本目標の1つ目は「こころのバリアフリーの推進」、基本目標2は「自立と社会参加の促進」、基本目標3は「福祉・生活支援の充実」、基本目標4が「保健・医療の充実」、基本目標5が「雇用と就労支援の充実」、基本目標6が「共に学び共に育つ環境の整備」、基本目標7は「安心して暮らせる住みよいまちづくり」になっています。皆様に事前に意見をお書きくださいとお願いしたのは、この3年間、自立支援協議会で話し合いを重ねた結果、情報がわからない、相談する先がわからないと、様々な課題が出てきたと思います。皆様の専門分野でも、例えば放課後デイサービスを使う方が非常に増えるなど状況が変わってきていると思いますので、ご意見を踏まえまして今の基本目標、基本理念をもう一度見直していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。資料8、資料9-1、9-2をご説明いただきましたけれども、前回の計画にも載っているわけですが、基本理念を基に基本目標を7つ定めたというこの資料になっています。重点施策については意見を出してよろしいでしょうか。

柏木係長： なんでも仰っていただきたいと思います。

在原委員長： 記入シートなどもついており、書いてくださった方もいらっしゃると思いますが、いろいろこだわらずにこういうことが大事だということがあれば。

加藤委員： あまり基本理念は変えないほうが良いと思います。理念というのは一貫したもので、それを障害者計画の改定ごとに理念を変えていくというのはあまり好ましくないと思います。ただ基本目標については、目標を設定していくということであれば、それは多少変えても良いかと思いますが、理念を変えていくのは少し違うと感じました。以上です。

在原委員長： 基本理念を変えるというよりは、どっしりと腰を据えてといいますか。

加藤委員： 言葉の言い回しとかは、良いかもしれないですけど。

在原委員長： 内容としては変えないほうが良いと。

加藤委員： はい。

在原委員長： ほかの皆様はいかがでしょう。

加藤委員： 良いですか。

在原委員長： はい。

加藤委員： 体系的には、総論があって障害者計画があって、障害福祉計画と障害児福祉計画と計画の推進体制、この体系というのは次期計画も引き継いでやっていくとのことによろしいでしょうか。

在原委員長： そうですね。

柏木係長： はい。

在原委員長： そうだということで。この資料9-2が目次ということですよね。

柏木係長： 基本目次のようなものです。

在原委員長： ご質問でも結構ですので。副委員長いかがですか。

雨宮副委員長： 第6期は、共生社会というのをより強く強調していくところなのかなという印象は持っているんですけども、第5期の理念にも、共に安心をしてという、互いに支え合いと

か、共生に関しては言葉が入っているので、目標の中に、もう少し共生という意味合いをもたせていくのが良いのかなと思います。あと、社会福祉法が6月に改正された時に、子どもも障害者も高齢者も、みんな縦割りをやめ、連携をとり、町民が困ったことに対してみんなで協力しようという法律が改正になったときに、そういう事業もできますよということになったので、それらも踏まえながらやっていくと、新しく作るよりも、今あるものを利用し結びつけていく考えで計画を作っていくとよいのかなと思います。

在原委員長： 縦割りじゃなくということで。

雨宮副委員長： はい。

在原委員長： ほかの皆様はいかがでしょう。

小澤委員： この計画なのですが、国の障害者計画があって、神奈川県障害者計画があると思います。それとの整合性というか、今後の計画を作る中で、この目標が反映されていく考え方で良いのでしょうか。

在原委員長： ご説明をお願いします。

柏木係長： 障害福祉計画と、第2期の障害児福祉計画は国のほうでは現状策定中ですが、指針については出ています。神奈川県の方は今年度改訂が延期ということになっております。今、ご検討をいただいている障害者計画のほうは、国からまだ何も出ていないような状況です。県も延期のため確認をしたところ、できる範囲で作っていただきますという返答でしたので、近隣の市町村にもお聞きしたのですが、同じような返答でした。ですので、国から出されたものを意識しながら策定をしていくものになりますが、今、ご検討いただきますものは、葉山の状況を踏まえて策定を進めていっていいものと解釈をしています。

在原委員長： この資料9-2で基本目標をどう変えていくか、どう盛り込むべきかを話し合おうとしているわけですが、第3編「障害福祉計画・障害児福祉計画」があって、こちらに関しては10月、11月とかで細かく積み上げていくわけなのですが、そちらのほうは国が示すものをいろいろ盛り込むものになります。前段の障害者計画は福祉サービスに限らず広い領域での理念、目標を作っていくもので、これは特に縛るものもなく、町として作っても良いという解釈で大丈夫そうですか。鹿嶋委員気になることございますか。

鹿嶋委員： 障害の有無に関わらずと言われているんですけども、障害のない人は別に、ほっといても良いんじゃないですか。あと自立と言われている、具体的に自立できない人はいます。それをみんなが自立しろと言われても無理なんじゃないかなと。身体障害のほとんどは自立できますけど精神障害は自立できる人とできない人がいてひどい人はできません。一人で動けない人は。やはり単純に自立と言われてもああそうかってあんまり言ってくれないと思います。以上です。

在原委員長： 基本理念の取組のところで自分らしく自立して生活をしていく、この自立してのあたりが少し気になる。

鹿嶋委員： 全員が自立しなきゃいけないのかと。

在原委員長： プレッシャーになるのではないかと。

鹿嶋委員： うん。

在原委員長： こういうご意見もございます。

杉野委員： 私も共感をするところですけども、自立じゃなくて共に支え合うという考え方を入れていかないと、障害のある方に普通の生活ができるように引き上げるのではなくて、その人自身が持っている能力を社会の中で生きやすくしていくのが本当の福祉だと思っているので、特に計画での目線が、私達のほうに寄ってきてという感じなんですよね。私達のほうが降りていくというか、そこに合わせた計画にしていけないとと感じています。

在原委員長： ほかの皆様はいかがでしょう。

菊池委員： 自立とか、個性とか、支え合いとか、分かっているようで、じゃあ、あなたにとっての自立ってなんですか、と問われると詰まることや、記載があるお互いに支え合いの、支え合うってなんですか、と言われるとちゃんと説明できなくなり、自分の言葉になっていない言葉を操る時は、非常に注意が必要なんだと思います。ですので、先ほど加藤委員が言っていた、基本理念は一定である必要があるというのは私も賛同ですが、理念の中にある、例えば人格や個性を尊重するというのは、基本目標のここに相当しますよとか、お互いに支え合うというのは、基本目標のここで具現化しますよというような、つながりを示すだけでも、理解が推進するのではと思います。鹿嶋委員も言っていた、自立という言葉の中に、経済的な自立や、身辺的な自立、精神的な自立といった、自立の度合いを高めるだけではなく希望することがしっかり言えることや、希望することを聞く人が現れるとか、そういうことも自立の一つだと思います。自立度を高めていくだけではなく、本人が希望する生活が叶いやすくすることを、少し概念的な言葉というのを皆で議論できるような機会があれば良いと思います。なかなかこの会で持つのは難しいかもしれないのですが、例えば自立支援協議会の中でこういうようなことが計画されれば、自立というものが一つ具現化するとか、共生というものが一つ具現化する機会が現れるとか、具体的な取組に少しでもリンクしていることが示される必要があると思いました。

在原委員長： ありがとうございます。その言葉を使ったら、それをどう具現化し繋げて示すとか、取組を考えるとかなですね。

雨宮副委員長： 今、聞いて思ったのですが、私が相談を受けている方で、コロナの騒動になった時に、私はこれまで人との距離に怯えながら話もできないし、食べる場所も選んでいて一人でコロナ状態だったけど、今、皆がコロナ状態だから、すごくホッとしていると仰った方がいて、なるほどと思って聞いていました。ですので、健康で健やかな生活が全てであるという発想よりも、これからは様々なハンディを抱えているけれど生きていきましょう、というような発想で考えていくと良いのではないかと思います。

在原委員長： そうですね。

菊池委員： 課題というとは解決しなければならない、解消しなければならない、ということが非常に逆に生きにくくしている部分があるのではないかと。例えば介助面があるのであれば、介助面があった上でなにか、どう活躍できるかというのを考えていけば良いのですが、介助度を少なくしましょうとか、課題の解決志向だけで物事を推進していくと、あら捜しで、アレもダメこれもダメと、課題が山積みのような形になって、この理念とだんだん離れていってしまうのではないかとというような印象があります。

在原委員長： そうですね。ほかにはいかがですか。

新井委員： 基本理念があり、この7つの目標を誰がどこで体现、実践をしていくのかというのは、なにか見える形になっているのかがありまして、計画を誰がどこで推進をしていくのか、それを実践していくのが、障害のある方々から声上がる部分でもあると思います。それを事業所として後押ししたりですとか、一般の方のアンケートでもありましたが、町で障害者を見かけないというのは通所に行き、送迎しているだけでは見かけないのは当然だなと思います。この計画の一つとしては、ホームに帰ってきたあとも外出の機会を設け、例えば近隣のスーパーに10分15分でも良いから寄ってみるだとか、やるべきことが生活レベルで見えてくると思うのですけれども、そういった意味ではこの7つの計画の役割分担みたいなものがあったとしても良いと感じました。ですので、福祉に関わっている、もしくは興味がある人でないと、なかなかこの計画を動かしていくというのは難しいと思います。一般町民の中には知らなかっただけで知れば動き出す人や、この計画のインフォメーションの仕方も考えていけたらと思いますが、一般町民の方にいかに知ってもらうための取組があれば教えていただきたいです。

在原委員長： 基本目標と各事業との対応であるとか、どう具体化していくかということですが、ご説明いただけますでしょうか。

柏木係長： 計画以外にも我々のルーティーンで、身体障害者の方に手帳を出すとか、自立支援医療証を出すとか、法定の業務というのは、だいたい決まっており、そういうルーティーン業務以外で、推進していく計画をあげています。ですので、現行計画ですと、行政と社会福祉協議会で一緒に協力して推進をしていくことを具体的に上げているような状況です。例えば新井委員が言っていた、計画をもっと町民の方に知っていただく内容ですと、次の計画に乗せて、普及をどうしていこうか、民生委員さんが民協でお配りするとか、町内会に配るとか、具体的なところを、どこまで細かく載せていくかを別とし落としていくようになります。例えば湘南の凧さんで、地域に開かれた法人にしていこうとプランニングされたのであれば、地域で活動する障害の方たちと交流の場として講習会をセッティングするようなことも良いと思います。計画自体は方向性を示していくものですので、自立支援協議会とかで、方向性はあるけども中身がないからもう少し改善したほうが良いのではと詰め込んでいただけると色のある計画になっていっていき、振り返った時にこれやったね、あれやったねというようになるのかと思います。

新井委員： はい。

柏木係長： 以上です。

在原委員長： よろしいでしょうか。

新井委員： 自立支援協議会の方にも出させていただいていますので、またその場でもさらに事業所としてはできること、なにかアイデアとかをいろいろと進めていければと思います。

在原委員長： 今のご質問の趣旨は、例えば47ページに基本目標がどの事業に対応をして、構成されているのかが一覧になっていて、それ以降のところは目標ごとに事業の概要と取組の方向が記載されているわけですが、事業だけではない部分で、この目標をどう豊かに発展させるかみたいなところがないということですかね。

新井委員： 町の計画ですので、誰がどう関わっていくのかということだと思います。先ほど言っ

たように一般町民の方の人数が圧倒的に多いわけで、これを町で実践をしていくときにはその力というのは欠かせなくなってくると思うので、やはり当事者と福祉関係事業者、もしくは町の福祉課、社協等々だけの力ではなかなか推進というのは力になっていかないと思います。ですので、いかに一般の町民の方にも触れてもらい、理解してもらおうかというところでは、そこを巻き込むことを目的とし、こういった役割分担ができるのかと思いました。例えばボランティアの活性化で、福祉の事業所もそうかもしれませんが、人材不足の問題が非常に大きく、なかなか募集をしても採用がままならない状況です。その中でとどまっている生活が本当に地域生活かと思うとやはり違うと思い、グループホームが拠点と言われるのであれば、少なくとも近くのコミュニティにはその存在を知って貰う必要があります、それが地域なのではないかと思います。やはり外出はしていきたい、この15分とかをボランティアさんをお願いできるのであればお願いしたいところですけど、その辺がこちらの考えで取組んだことがこの計画の結果に反映されていく一つだと思います。その計画の狙いを持った上で、この計画をどこか頭の片隅に入れながら、こういう取組ができませんかみたいなことがあると、よりそれぞれや、事業所の皆様が日々実践できていくのかなと思いました。

在原委員長： 計画が生きたものとして町の中で動いていき、様々な立場の人が関わり動いて育てていくようなものとしての作りにする工夫ができると良いですね。

新井委員： はい。

在原委員長： ありがとうございます。

新井委員： そういことができていくためにも、また勉強していきたいと思います。

在原委員長： 私が思ったのはですね、重点施策の1、2、3についての評価で、掲げて6年間ずっとやってきたことの成果の振り返りもあったほうが良いと思います。相談支援の質の向上、就労支援体制の整備と、地域で自立した生活を送るための環境作りというところです。

吉田課長補佐： 重点と書いてないのは良いのかという書いてないのもやはり重要とし、その中でも特に優先課題を重点にしておくべきだろうという議論の中で重点項目になったと思います。今回の重点として、いきなり投げてしまうとなかなか難しいところがありますので、皆様に議論をしていただいた中で、この部分は共通で触れていて重点になってくると思うので、国の施策もこのあたりを大きく重点としていますし、数値目標等でも、新たに創設した部分や変更した部分に関して葉山町は弱いのでこれを重点にしたほうが良いのではと、我々がこれを重点にしたいですというのは変な話ですので、今後の委員会の中で皆様からの意見を伺い、つけるのであればそういった形でつけていき、あえて重点という形にしなくても良いとの議論になればそうだと思います。今回は重点についての評価や振り返りというのは不十分なことは反省材料とし、今後の計画策定に役立てていきたいと考えています。

在原委員長： 皆様どうでしょう。ほかにあれば、基本理念や計画の体系など意見を書いて9月7日曜日までにお送りくださいとのことです。

柏木係長： ファクスがない方は封筒を用意しております。

在原委員長： 封筒で送っていただいても良いとのことです。

鹿嶋委員： 一般人の自由記述の欄で、医療費の意見や交通費支給に関して記載がありますが、経済的な背景や増額を要求することは計画にはいれないのでしょうか。経済的な基盤がなく計画だけ作って終わってしまうのであれば、資金はもう少し葉山町の中で予算を変えてもらいますよとかいうのも必要だと思います。

在原委員長： 予算との兼ね合いというところについてはいかがですか。

柏木係長： 例えば医療費補助や通所交通費は町の施策とのつながりで、実際に皆様困っている声がいくつも上がっていて、施策で取り入れたほうが良いかと検討をさせていただく必要はあると思います。経済的なもので予算がないから載せる載せないとかではなく、町として必要があるものであればそれは載せていく必要があるものだと思います。ですので、来年すぐに実現するかというわけでもありません。行政的な回答で申し訳ないのですが、例えばほかの市町村との、医療費であれば国の制度の規定との兼ね合いや町独自の加算をつけるのか、それが認められるのかそういったほかの意味合いも出てきますので、お金が絡んでくるから計画に載せるのは難しいといったものではありません。様々なことを考えながら、できるできないというのは今回この年度で載せられるものかどうか検討しなければいけないと思っています。本来、計画は施策を方向づけていくためのものですので、お金がないからできません、載せませんだけではなく、ですが、意見が出たからすぐ載せますということも言えないのが現実です。その部分に関してのご検討もお願いしていくことがあると思っています。

吉田課長補佐： ほかの計画だと、財政的な面も考慮しつつ、この計画も実際はそうしないといけない部分もあると思います。ですが、なかなかハード整備だけの事業ですとそういう部分をすごく効いてくるとはいえソフト事業が中心ではありますが、ご指摘のとおり財政的裏付けを取らないで計画に何でもかんでも書いてよいかという部分は確かに回答を窮しているところです。町の財政状況もコロナの関係で、次年度以降、今年度もですが、だんだん厳しくなっていく状況もあります。そこを考慮しながらやっていき、鹿嶋委員が言っていたこともそうですが、そこについては具体的かつ必要以上にリンクさせすぎず、今までの部分を計画としてやらせていただきたい部分です。

在原委員長： 必要性があれば、議論をした上で載せていくことはできるとのことですが、それが実現できるかどうかはわからないということでもありました。また追加のご意見はどうぞFAX等でお寄せいただければと思います。

(4) 国の基本指針について・・・資料 10、資料 11

在原委員長： 次に(4)の国の基本指針についてのご説明をお願いいたします。

柏木係長： 資料 10 をご覧ください。資料 10 と 11 です。前段の障害者施策のほうをご検討いただきましてご説明をします。障害福祉計画・障害児福祉計画の改訂にあたっての国の指針のお話をさせていただき、次回の第 3 回策定委員会でご検討をいただく内容になります。令和 2 年の 5 月に基本的な指針が出まして、資料 11、我が国は障害者及び障害児が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられ

ることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度を整備してきた、とあります。ここが目的となり、ページ下方に、この指針は障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定すると共に～そういうサービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである、との記載があります。次の2ページに基本的事項がございます。こちらを順番にあげていきますと、1つ目は「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、2つ目は「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、この2つ目ですが、市町村を基本としたところに都道府県の適切な支援を通じて、障害福祉サービスの均てん化を図ると書いてあります。3つ目「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供等の支援」、4つ目「地域共生社会の実現に向けた取組」、5つ目「障害児の健やかな育成のための発達支援」、先ほど議題に出ましたが、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進しなさいと書いてあります。6つ目「障害福祉人材の確保」、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であると書いてあります。7つ目「障害者の社会参加をより支える取組」以上の7つが基本的な理念になります。それを踏まえて資料10に基本指針の見直しの主なポイントが書いてあります。続いて3の成果目標について。①「施設入所者の地域生活への移行」、こちらは入所者が地域生活をしていまいしょうとのことで6%以上、入所者数が1.6%以上の削減。施設入所者の重度化や高齢化により、入院死亡を理由とする割合が年々全国でも高まっており、地域生活移行者は減少傾向です。障害者の重度化、高齢化に対応するための障害福祉サービスの機能強化や、地域生活拠点の整備に係る取組を踏まえ、令和5年末時点での施設入居者5%以上、現在の計画は9%以上になっていますが、地域移行者数と、福祉施設入居者の定員を1.6%削減する目標が設定されています。②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、地域包括ケアシステムは介護保険で地域包括支援センターがありますように、用いられているシステムですが、これを精神障害者の方にも対応をさせるというのがありまして、精神障害者が退院後、1年以内の地域生活における日数を316日以上にすることや、1年以上の患者数を減らすこと、退院率を3ヶ月後には69%以上、1年以内には92%以上に書いてあります。精神障害者が地域の一員として、安心して暮らすことができるよう、医療・障害福祉控除・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された体制について、今後も計画的に推進する観点から精神病床から退院後1年以内に地域での平均生活日数を成果目標として設定されています。鎌倉保健福祉事務所では入院者の状況はわかっていますが、インターネットのシステムで大まかに何年ごとの結果がわかります。国からこの指標に関して平成26年のデータを使用するようにとのことでしたが、最近新しいものが出ましたので、おそらく最新のものを使って計画するような要望になると思っています。③「地域生活支援拠点等有する機能の充実」では、各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、運用を検証検討していくということで、自立支援協議会のときにお話がありました。5つの制度を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のために運用状況を検討することが目標として

設定されております。④「福祉施設から一般就労への移行等」、新しい項目がいくつかできてきています。就労定着支援は平成 30 年度からの新しいサービスですので、そちらの方を盛り込んできています。今後の、就労移行支援の利用を持って一般就労へ移行した方の数については 1.9 倍となっています。国があげた数字の達成がやや難しいため、少し数値が下がっているのと、新しい目標が出てきているような状況です。就労定着率 8 割以上、就労定着支援事業所 7 割以上というのが出てきています。⑤「障害児支援の提供体制の整備等」、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所設置。あと新しいもので難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築するのと、重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後デイサービスを各市町村に確保。医療ケア児の支援の協議の場を配置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置。⑥番「相談支援体制の充実と強化、市町村で体制を強化」、⑦「障害福祉サービス等の質の向上」、こちらは新しい項目になっており、サービス等の質の向上に向けた体制を確保ということになっております。こちらのほうは今年から基幹相談支援センターを委託しておりますので、これからどのような体制を構築するかを検討していくような内容になると思います。これらの内容は年に 1 回実績を把握するよう指標のほうで定めておりますので、計画ができたならまた評価、実績、PDCA サイクルに載せた評価を行っていくというものになります。以上です。

在原委員長： ありがとうございます。次回以降、審議していただく障害福祉計画と障害児の福祉計画のほうは今、ご説明をいただいたように、諸々こういう視点で作る要望や、数値目標は必ず盛り込んでいき、それが前回に引き続き多くあるけれども、新たに加わったものもあるというご説明でした。これを踏まえて次回以降の話し合いをしていくということです。

2 その他

在原委員長： それでは 2 のその他ですが、委員の皆様からなにか情報提供等ございましたらお願いします。

加藤委員： 再度確認で次回の日程は。

吉田課長補佐： 次回の委員会は 10 月 5 日月曜日、午後 2 時からこの場所での開催を予定しております。また、正式に決まりましたらご通知申し上げますのでよろしくお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。それでは、本日の議題はこれで終了とさせていただきます。また今日の追加のご意見もぜひお寄せいただければと思います。ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

吉田課長補佐： ありがとうございます。今後の予定等、事務的な事項についてご連絡とご確認いただきたいものがございましてご説明をさせていただきます。第 1 回の策定委員会は書面会議で開催させていただきました。資料 13 にまとめてございます。町のホームページにはこのまま掲載したいと考えております。

(委員 了承)

それから委員長のほうから水色のご意見、追加シートについてのお話でしたが、提出いただける場合は、9 月 7 日まででございますが、FAX または郵送でお願いします。

また、この水色の用紙にこだわってはいませんので、メールで福祉課のほうに送ったほうが早いし明らかだという場合は、ベタ打ちで構いませんので、ご意見をお寄せいただけたらと思います。以上でございます。

鹿島課長： それでは、本日は長時間に渡り、皆様ご議論をいただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

一同： ありがとうございました。

16 時 00 分閉会